

文教経済常任委員会記録				
招集年月日	令和6年6月13日（木）			
招 集 場 所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開 会 6月13日 午後3時14分			
	閉 会 6月13日 午後4時57分			
出席委員	委員長	金子 博	副委員長	新 井 均
	委 員	成 田 奈緒子	委 員	近 藤 沙 織
	"	横 尾 貴 文	"	和 田 貴 弘
	"	三 木 伸 也	"	大 澤 博 行
	議 長	鈴 木 健 夫		
欠席委員	な し			
説明のため 出席した者の 職氏名	教 育 部 長	滝 沢 淳	教 育 部 参 事	長 嶋 伸 一
	学 校 教 育 課 長	下ノ坊 圭	主 (学務担当)幹	市 川 礼 子
	武蔵台小中学校長	秋 馬 信 之		
書 記	事 務 局 長	林 政 男	次 長	鈴 木 克 明
	主 幹	金 子 砂知子		
調 査 事 項	日高市立武蔵台小中学校の制服自由化について			
審 査 の 経 過				
(別 紙 の と お り)				

開 会 午後３時１４分

○金子委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

これより文教経済常任委員会を開会いたします。

続きまして、協議事項ですけれども、所管事務調査について、日高市立武蔵台小中学校の制服自由化に係る所管事務調査をこれから行います。

前回の委員会で本日の進め方を決定し、（１）の日高市立武蔵台小中学校の概要についてと、（２）、学校の設置管理について、（３）の校則についての資料による確認を行いました。前回の参考資料としてお配りしたものですけれども、本日も委員の皆様にあると思いますけれども、よろしくお願いします。

また、前に配りましたこの厚い資料ですが、事務局のほうから用意していただきましたこの資料にもありますので、またこれも参考にさせていただきたいと思います。

それでは、本日の委員会では説明員による確認及び質疑応答を行います。

各項目ごとに説明をいただき、それを受けて質疑を行います。

各項目は複合的に関係する部分があるため、各項目ごとに順を追って進めていきますが、前の項目に戻るような質疑等も可といたします。また、本日の質疑は回数等の制限は特にありませんので、よろしくお願いします。また、いろいろな面での質疑等よろしくお願いします。

それでは、初めに校則について、説明員の説明による確認及び質疑応答を行いますので、説明員の出席を求めます。

（説明員出席）

（教育部長・教育部参事）

○金子委員長 制服の自由化を調査事項とする所管事務調査の説明員による説明で、校則について説明をお願いいたします。

長嶋教育部参事。

○長嶋教育部参事 申し訳ございません。御説明の前に、提出いたしました提出資料の訂正が４か所ございました。申し訳ございません。御確認をこれからさせていただきます。これから申し上げる箇所の訂正となりますので、お手数をおかけします。

初めに、表紙１ページ、主な取組経過の中で、表中の令和３年７月１３日というのがございますが、そちらは７月１４日の間違いでございます。

続いて、令和３年度第１回学校運営協議会会議録のページ振りが、ちょっと丁合いを私のほうで間違えてしまいまして、申し訳ございません。２ページを御覧ください。第１回の学校運営協議会の会議録、２ページの次なのですが、２ページの次が……

（「令和３年度資料の……」の声あり）

○長嶋教育部参事 年度ごとにこのように表紙をつけさせていただいていますが、そちら表紙を開いていただいて、すみません、２ページ目を御覧ください。

武蔵台地区第1回学校運営協議会会議録として2ページのページが割り振られておりますが、この2ページの続きなのですが、申し訳ございません。丁合いの順番を間違えまして、6ページになります。2ページにつながるのが6ページということになります。したがいまして、3、4ページ、ここはきちんと続いております。大変すみません。失礼いたしました。2ページの次が6ページということで訂正のほうをお願いします。

(「6ページが2ページ、3ページが4ページ……」の声あり)

○長嶋教育部参事 2、6、3、4、5の順番になります。よろしくお願いいたします。

続きまして、令和4年度の表紙の資料になります。令和4年度資料の51ページを御覧ください。保護者アンケート結果がございますが、そちらの円グラフがカラーになっておりまして、分かりづらいので、私のほうで加筆をしたのですが、そのうち制服は必要ないの割合ですが、22.5%とこちら書いておりますが、こちらは18.9%の誤りでございます。

(「一番上ですよ」の声あり)

○長嶋教育部参事 はい。

(「1の制服は必要ですかのところのこっちが4つあって一番下22.5が18.9」の声あり)

○長嶋教育部参事 はい。必要ないの割合が22.5%ではなく、18.9%となります。

続いて、このことにも関わるのですが、最後1か所です。令和5年度資料の第9回、資料28ページになります。令和5年度資料の28ページを開いていただきますと、第9回体育着・制服選定委員会の資料になります。先ほどと同じなのですが、その中の保護者アンケート結果、制服は必要ないの割合が22.5%となっておりますが、先ほどと同様、こちら18.9%の誤りでございます。大変失礼いたしました。

資料の訂正は以上となります。

それでは、私、教育部参事から、まず校則の性質、運用についての考え方、またこれに基づく学校及び教育委員会の動きにつきまして御説明を申し上げます。

校則は、児童生徒が遵守すべき、学習上、生活上の規律として定められておりますが、その意義といたしましては、健全な学校生活を送り、よりよく成長、発達していくために設けられているものでございます。市内各校におきましては、校則を生活の決まりや生徒心得などと呼んでおります。校則につきましては、議会事務局のほうでまとめた資料、こちらにも示されておりますとおり、特に法令上の規定はございませんが、これまでの判例では、社会通念上、合理的と認められる範囲において教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされております。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は教育的意義を有するものであると考えられております。

一方で、昨今、校則につきましては、ブラック校則と評されるなど、メディア等においてその

在り方が問題視されている側面もございます。学校や地域の状況、社会の変化等踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、学校の教育目標に照らして、適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また本当に必要なものなのか、絶えず見直しを行うことが求められております。教育委員会では、市内各校に対し、現行の校則を各校のホームページ等に掲載するとともに、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえて、校則の見直しを適切に行っていくよう指示をしているところでございます。

校則は、先ほど申し上げたとおり校長が決めるものでございますが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もありますことから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者の意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられております。

このたびの武蔵台小中学校後期課程における制服自由化の取組は、まさにこの考えに基づく実践で、目的の設定をはじめ制服の見直しから制服自由化に至るプロセスにおきまして、学校運営協議会での報告、協議や意見の聴取、学校が組織した体育着・制服選定委員会での検討、協議、児童生徒や保護者、教職員に対する意見の聴取など、学校関係者の合意形成を図りながら取組を進め、最終的に校長がこれを決定したものでございます。

また、提出資料にはございませんが、今回の制服見直しの取組につきましては、事前に秋馬校長から教育委員会に対し、取組の可否について相談がなされ、教育委員会がこれを了承したものでございます。了承の根拠につきましては、先ほど申し上げました校則の性質、運用についての考え方から、制服の見直しは学校が行い、校長が決めるものという判断によるものでございます。

本市の校長会が毎月実施する校長研究協議会におきましても、武蔵台中学校の制服見直しについては共有されており、校長会の合意形成が図られた上で進められてきたものでございます。なお、校長会議につきましては、校長研究協議会とは異なり教育委員会が主催する会議でございます。教育長からの指示、伝達をはじめ、主に事務局からの説明や各校長からの質疑応答が行われるものでございまして、各校長からの報告や協議の場については特に設定しておりません。

教育委員会の了承を受け、令和4年6月に始まった武蔵台小中学校、当時は武蔵台中学校、小中学校でしたが、制服見直しの取組は、その後、学校における様々な取組を経て、令和5年7月に秋馬校長が制服自由化を決定したものでございます。

以上、御説明申し上げましたように、この武蔵台小中学校における制服見直しから制服自由化に至る一連の取組につきましては、校則の性質、運用についての考え方に沿ったものでございます。

文教経済常任委員会所管事務調査の実施に関しまして、過去においては極めて重大な問題が懸念される事項が生じた場合のみに行われていることを過日知りました。このたびの所管事務調査の実施は、武蔵台小中学校における制服自由化の取組について、教育委員会がしかるべき時期に、

ここにお集まりの皆様をはじめとする市議会議員の皆様、谷ヶ崎市長、金子副市長をはじめとする市長部局の皆様、教育委員の皆様に対して、その報告を行わなかったことに原因があったためであると考えております。皆様に計り知れない御迷惑をおかけしましたことは、学校教育を担当する部長級職員である私の責任でございます。

私が現職を拝命した令和4年4月以降、日高市議会の議員の皆様に対しましては、所管する市内高根中学校で令和4年10月に発生した竹刀を持った男性が生徒に対し行った暴力事件、令和5年6月に市内高萩中学校において発生した教員によるUSBメモリの紛失事故、それから新型コロナウイルス感染症拡大防止のため市内各校が実施する入学式、始業式等への御臨席を控えていただくことなどについて御連絡を取らせていただきました。しかしながら、このたびの武蔵台小中学校における取組に関しましては、先ほど申し上げたとおり、学校がこれに取り組み、校長がこれを決定するものであるという認識から、議員の皆様への報告の必要性について考えておりませんでした。このような状況に至ったことについて、猛省する限りでございます。誠に申し訳ございません。

説明は以上となります。

○金子委員長 ただいま長嶋教育部参事のほうから校則についての説明をいただきました。

委員の皆様から何か御質問ありましたらよろしくお願いします。

新井委員。

○新井委員 それでは、最初に、今、長嶋参事からありました、申し訳ありませんということなのですが、すけれども、今回の武蔵台小中学校、制服を変えた。県内初めての取組であったり、学校教育目標の自主、自立、これを育てていく、していく一助となる。考え方によれば非常によいことなのですが、すけれども、はっきり申し上げて、連絡、調整のところで、例えば庁内の中でも、知っている、知らない、あるいは情報が錯綜したり混乱したのは事実でございます。ですから、所管事務調査をやるわけで、これやる以上は、やはり我々も職務としてこれをやって、報告しなければならない。つまりしっかりと調査はしていかなければならない。聞いていかなければならない。その中に、本当に細かいことまで入っていく場合もありますけれども、逆にこちらは、やらなければいけないことでございますので、よろしくお願いします。ということがまず一つです。

それで、今、校則について御説明いただいたのですが、この調査を通して、私たちは学校教育、特に小中一貫教育というのは日高市の政策の目玉でもあるし、人間がやることですから間違いはある。最終的にはです。間違いはある。だけれども、それを正して、改善して、やはりいい方向に持っていく、これは日高全体を通じて。という視点で進めたいと思いますので、失礼なことがあるかもしれないのですが、ぜひその辺は御容赦ください。お互いに職務というところで、御容赦いただければと思います。

まず、今、校則というお話をしていただいたのですが、特にこれ一番大事なところですので、

はっきりとというか、こういうものが校則ですというところ、はっきりさせたいのですけれども、校則というのは昔のイメージは何かを規制するもの。あれやってはいけない、これやってはいけない。今はそうではないですよ。これ、申し訳ない。校長先生に、校則というのは何のためにあるのか。校長先生はこういうお考えですというのを聞かせただけじゃないですか。

○金子委員長 秋馬校長。

○秋馬武蔵台小中学校長 校則とは、まず子どもたちが安心して学校生活を送るためのルールとして捉えています。本校につきましては、考える生徒指導ということで、昨年来、校則の見直しをしまして、これしては駄目、あれしては駄目ではなく、このことについてどう考えるというふうに子どもたちに問いを持たせています。

以上です。

○金子委員長 新井委員。

○新井委員 私流の解釈ですけれども、今風のと申しますか、昔の、つまり自分たちが育った時代とは違う、今の運用されているのだなということが分かりました。

校則というのは、例えば生徒手帳に書いてあります。生徒心得。でも、それは全て書き切れないではないですか。そうすると、そのときの生徒の状態によって、その下に運用規定のようなものが当然職員の中であって、さらに細かいもの、それは当然外には出さないですけれども、出さないというか、隠しているのではなくて、そこまで行けない。そういうようなことがあって、生徒の状況によって多少上下する。それを校長の職務権限としての職務命令で職員にやらせている。やらせるというのは、威張っているわけではなくて、校長がやらせているから責任は校長が持つ。この考えでよろしいですね。

○金子委員長 秋馬校長。

○秋馬武蔵台小中学校長 せっかくの機会ですから。まず本校は生徒手帳をなくしました。要するに生徒手帳というのは自分の身分を証明するものですので、このぐらいのサイズで、武蔵台小中学校生徒何々、職印が押してある。そのほか、校則、生徒心得については、子どもたちの中に落とし込むために、学活、年度当初の学活、あとは学期の初め、2学期の初め等で、生徒心得については子どもたちに確認をする作業をしているわけなのですけれども、先ほど申し上げたとおり、考える生徒指導ということで、これは私が本当にずっと36年間教員やっていますけれども、ずっと生徒指導畑で来て、むしろ締める指導だったのです。スカートの丈がどうだとか、ネクタイがどうだとか、それでずっと来て、それが正しいと思って来たのですけれども、それが本当に子どもたちにとって大事なもののなのかという、やはりここ数年来、ずっと疑問に思っていて、そこで転換したということなのです。だから、昔の私を知っている人は、何でこんなに変わるのと多分思うと思います。ただ、今の時代に対して、本当に今までのものでいいのかということが出発点であるということは申し上げたいと思います。

以上です。

○金子委員長 新井委員。

○新井委員 ありがとうございます。人間、進化することは大事だと思います。

校則を変えるときに、つまり校則というのは、大から小までいろいろあって、全く職員に周知すれば終わりでいいという部分も当然あります。それから、これは絶対にほかの学校も絡むこと。外に広く周知するだけでなく、意見も聞いて、分かったと。うちの影響はないからやっていいよというところまで行かなければいけない。変更等あるではないですか。この場合、制服の変更というのはどこに該当するかとお考えでしょうか。

(「制服……」の声あり)

○新井委員 失礼しました。制服の自由化というのは、校則の変更の外との周知というか、連絡をしなければならないレベルとしてどのレベルにあるか。

○金子委員長 秋馬校長。

○秋馬武蔵台小中学校長 まず、外への周知ということなのですけれども、まず校長研究協議会において校長のほうにはお伝えしました。それと、昨今の世の中の流れ等で、ジェンダーフリー、LGBTQとか、いろんな問題がある中で、本校としてはゼロベースで新しい学校をつくろうということで考えていくよということは、校長のほうには話をし、そして子どもたちの意見も吸い上げる。保護者の意見も吸い上げる。地域の方の様々な意見も考慮した上で、変えていきたいという話は、その都度というか、その契機となる時々において校長先生方に話はしていました、情報提供ということで。もちろん教育委員会の方々にも、学校運営協議会を通じて話はしていましたので、校長としては、ゼロベースで校則あるいは制服自由化については話していたつもりです。

○金子委員長 新井委員。

○新井委員 すみません。私の質問の意図が伝わらずに大変申し訳ございません。所管事務調査をやる理由として、やはり庁内の中でも連絡の不徹底があったのではないかと。問題があったのではないかと。ございます。学校が当然校長として周りに相談している。それは当然するだろうと思っておりますし、その事実を責めようとしているわけではなくて、今、私は、この制服を自由化するという、その校則を決める、校長として決断するとしたら、外への周知はとても高いレベルで周知が必要と考える変更なのか。それとも真ん中辺なのか。それとも言わなくてもいいというレベルなのか。その辺についてちょっとお伺いしている次第でございます。

○金子委員長 秋馬校長。

○秋馬武蔵台小中学校長 これは非常に高いレベルと考えています。

○金子委員長 ほかに委員の方いらっしゃいますか。

横尾委員。

○横尾委員 先ほど校長研究協議会、校長会議で報告して共有していたということをおっしゃいまし

たけれども、その自由化をするということをその場で共有したのはいつの会議のことでしたでしょうか。また、そのときの他校の校長の御意見はどんなものが出たのか。

○金子委員長 次に経緯等聞きますので、今は校則についての考え方を聞いていますので。

○横尾委員 では、一旦取り下げます。

○金子委員長 鈴木議長。

○鈴木議長 文科省のほうから出ている資料を頂いてはいるのですけれども、そこに校則の主な内容について、社会通念に照らして合理的と見られる範囲内で学校や地域の実態に応じて適切に定められるというふうに書いてあるのですけれども、この辺については秋馬校長はどういうふうに考えますか。

（「校則」の声あり）

○鈴木議長 そうです。校則について、社会通念に照らす、それから合理的と見られる範囲内で学校や地域の実態に応じて適切に定めるというふうに文科省のほうから出ているのですけれども、それに関してどのように見解を持っていますか。

○金子委員長 秋馬校長。

○秋馬武蔵台小中学校長 この部分については、社会通念に照らし合わせて合理的なところなのですが、私としては、合理的な理由があるものについては、これは残すべきだと考えております。

以上です。

○金子委員長 鈴木議長。

○鈴木議長 では、今回の制服の自由化、私服の自由ですか、いろんな言い方、見ているとあるのですけれども、それについては合理的な判断だったということですか。

○金子委員長 秋馬校長。

○秋馬武蔵台小中学校長 私としましては合理的な判断だと思っております。

○金子委員長 鈴木議長。

○鈴木議長 ほかから見たら合理的ではないというふうな意見がある場合はどうされますか。

○金子委員長 秋馬校長。

○秋馬武蔵台小中学校長 私としては、私の耳にはまだ入っておりませんので、その声が大きければ、また考えなければならないなど、自分なりに。ただ、私としましては、この制服自由化をしまして、子どもたちがどう変容していくか。やはり数年間、見て、成果、課題が出てくると思いますので、またそのときはやっぱり立ち止まって考える必要があるときは考えていく必要はあると思っています。

○金子委員長 鈴木議長。

○鈴木議長 社会通念に照らしてというふうに書いてありますけれども、この社会通念というのはど

ういうふうに先生は捉えているのですか。

○金子委員長 秋馬校長。

○秋馬武蔵台小中学校長 社会の情勢とか、今、子どもたちに必要とされる資質、能力等を考えています。

○金子委員長 鈴木議長。

○鈴木議長 今回の私服の件については、社会通念には合っているということですか。

○金子委員長 秋馬校長。

○秋馬武蔵台小中学校長 私は、今の時代、制服そのものについては、学校教育が始まって制服ありきでずっと来ているわけですがけれども、逆に制服はなぜ必要なのでしょうかと私は問いたい。以上です。

○金子委員長 校則について特に意見がなければ、次の項目に進みたいと思います。

次は、制服の自由化の。

(「はい」の声あり)

○金子委員長 三木委員。

○三木委員 次のところに進む前に、初めに言えばよかったのですがけれども、間違いではないかというところがありまして、初めのページの3ページの下から3段目の令和5年7月12日と書いてあるところなのですがけれども、実際、それに当たるところが令和5年の21ページの議事録なのですがけれども、会議録を作成した日が7月12日になっているのですがけれども、実際会議がやられたのが翌日の13日になっています。これは先に会議録を作ったということ。それとも何かの間違いなのか。確認をお願いします。

○金子委員長 長嶋教育部参事。

○長嶋教育部参事 申し訳ございません。今、確認をさせていただきます。

ただいまの御質問、大変失礼いたしました。

先ほど御指摘いただいた第2回武蔵台地区学校運営協議会ですが、次第の日付が合っておりまして、会議録のほうは13日となっておりますが、こちら申し訳ございません。12日となっております。大変申し訳ございません。訂正をよろしくお願いいたします。

令和5年の21ページとなります。21ページ、第2回学校運営協議会会議録、日時が、そこから令和5年7月13日となっております。申し訳ございません。12日の誤りでございます。

○金子委員長 訂正をお願いします。

それでは次に、制服については、もう質問がないようですので、制服自由化の経緯について説明を求めます。

ここでは、制服自由化に至る経緯と児童生徒、保護者等学校関係者との意見調整、合意形成の状況を一緒に説明をお願いいたします。

長嶋参事。

○長嶋教育部参事 それでは、提出資料を御覧ください。

それでは、武蔵台小中学校の制服自由化に至る経緯について並びに児童生徒、保護者等学校関係者との意見調整、合意形成の状況について御説明いたします。

まず、表紙1ページから4ページにお示しした武蔵台小中学校後期課程制服自由化に至るまで主な取組の経過、こちらを御覧ください。この資料は、制服自由化に関し、学校運営協議会、体育着・制服選定委員会、そのほかの取組並びに教育委員会への報告について、主な経過を一覧表にしたものでございます。

学校運営協議会につきましては、その権限、機能として、所掌事項の中に学校運営の基本方針の承認、学校運営等に関する意見の申出や学校運営への支援などが含まれております。制服見直しに係る取組に関して、本協議会においては、校長からの説明や報告、各委員からの意見の聴取、協議の実施、承認などを行っております。

また、体育着・制服選定委員会につきましては、令和4年度当時、武蔵台中、当時の秋馬校長と武蔵台小校長、久米校長が義務教育学校の開校に向けて、体育着や制服等の検討を行うために組織しました委員会ございまして、学校運営協議会から5名、ほかPTA役員4名、校長、教頭の4名、合計13名から成る組織でございます。

提出資料では、先ほど申し上げましたが、令和3年度から令和5年度までの全ての年度につきまして、各年度における資料の1ページ目に武蔵台地区学校運営協議会における定例会の年間報告を掲載しております。特に制服に係る協議と報告がある部分につきましては、下線をつけてお示ししております。

まず、制服自由化の論議のきっかけとして残る記録といたしましては、義務教育学校武蔵台小中学校が開校する2年前、先ほど申し上げました旧武蔵台小学校、旧武蔵台中学校時代の令和3年度当初まで遡ります。1ページの表の中の、先ほど訂正しましたが、令和3年7月14日開催の第2回学校運営協議会における協議の中で、学校運営協議会委員のほうから制服等について導入学年等廃止も含めて検討していく必要がある旨の意見が出されたことが、最も古い記録として残っております。

そこで、令和3年度資料の表紙に始まる提出資料の4ページ、こちらをお開きください。こちらは協議会当日の会議録でございますが、具体的な記録として、中段辺りに、下線はありませんが、一貫性を考え小学1年生時から制服の着用も検討との意見。また、その下の下線部、9年間を貫く教育であるなら中学生が制服を着ることに違和感がある。経済格差やSDGsの視点も考え、私服との選択制でもよいのではとの意見が出されております。提出資料におきます記録の時系列からしますと、委員の方が出されたこれらの発言が制服の見直しに向けた論議の始まりであったものと認識しているところでございます。

なお、このこと以外、令和3年度の学校運営協議会における協議、報告の記録が、当時検討されていた女子の制服におけるスラックスの導入に関するもののみで、制服自由化に関する記録はございませんでした。

続きまして、提出資料1ページの主な取組の経過にお戻りください。制服自由化に係る検討が本格的に開始されたのは令和4年度からとなります。具体的には表の中の中段です。令和4年6月8日開催の臨時学校運営協議会においてその検討が始められ、その後、教職員を含む各種の検討協議による合意形成。アンケートや保護者会の実施、生徒に私服登校を可能とする期間の設定する取組などを経まして、3ページの下段、令和5年7月14日開催の体育着・制服選定委員会において制服自由化の方向性が決定された後、4ページの上段になります。令和5年8月2日開催の臨時学校運営協議会で、その結果が報告されております。また、その後につきましても、御覧のとおり令和6年4月の制服自由化の開始に向けて、学校における各種の取組が展開されております。

続いて、主な取組の経過に基づきまして、令和4年度以降における具体的な取組を申し上げます。令和4年度の表紙に始まる提出資料の2ページをお開きください。こちらは令和4年6月8日開催の臨時学校運営協議会の次第でございますが、次第3、協議の(2)といたしまして、初めて体育着及び制服の見直しについて取り上げられております。

その後、3ページから6ページは、本協議会で使用した秋馬校長が作成した体育着及び制服の見直しについての資料となります。3ページを御覧ください。資料の上段にその目的並びに選定方法が示されております。目的といたしましては、義務教育学校の開校に当たり、体育着、制服の必要性を含め見直しを行うこと。また、選定については、同選定委員会で検討し、校長が決定することとしております。

3ページの中段には、制服の見直しに対する校長の考えとして、帰属意識を持たせることや後期課程、中学生に進級した自覚を持たせるという意味で制服が必要であるとする。しかし、一方、多様性の時代、制服というもので一律にそろえる必要があるのか。幅広く意見を伺い、方向性を出したいと見直しの必要性が明確に打ち出されております。

以降、4ページまでについては、体育着を中心とした選定プロセス及び令和11年度までを見通した新しい体育着の移行計画となっております。

また、5ページと6ページにつきましては、制服の必要性についてゼロベースから見直すための補足資料でございます。

5ページを御覧ください。ページの上段から中段にかけて、私服登校を既に実施している県外の2校に対して学校が行った電話による取材の結果がまとめられております。千葉県印西市立西の原中学校からは、私服で登校していても全く違和感はない。受験のときは受験にふさわしい服を準備する。業者からの案内を配ることもある。小学校の延長という感覚で生活できている。私

服登校を決めるときには、反対もあったが、アンケートの結果で決まった。

また、その下、横浜市立青葉台中学校からは、昭和48年からずっと私服登校を続けている。ユニクロやGUで購入する生徒が多く、経済的に困っているという印象はない。小学校と異なり、中学校では子どもたちが割と落ち着いた色味の服を選んで着ている。受験のときは高校の先生も学校の方針を理解してくれるので、服装で不利になることはないとの取材結果が得られたとのことでございます。

続く7ページを御覧ください。第1回体育着・制服選定委員会の次第となります。体育着・制服選定の手順、体育着の仕様に関する協議をメインとして、制服については体育着の選定後に熟議を重ねていくことが示されております。

次に、8ページから14ページとなります。こちらは第2回学校運営協議会における次第と使用資料及び当日の会議録となります。まず、9ページの次第、メモにもございますが、制服については、令和6年度以降、廃止も含めて検討していくことがここで確認されておりました。

10ページ、11ページですが、体育着の見直し実施に係る保護者向けの通知となります。御覧のとおり、10ページ中段には選定委員の構成と氏名が明記されております。

次に、15ページから17ページとなります。こちらは第2回及び第3回の体育着・制服選定委員会の次第となります。この2回にわたる委員会の中で、体育着デザインの絞り込み、児童生徒、保護者、地域への報告の仕方、体育着に入れるマーク等について協議が実施されております。

次に、18ページから20ページとなります。令和4年10月4日開催の第4回体育着・制服選定委員会の資料となります。御覧のとおり、ここから制服の見直しについて具体的な検討が開始されております。

秋馬校長が作成した19ページ、20ページの資料では、19ページの上段に示されているとおり、1として選定委員会の目的が、制服に係る現状と課題を把握し、制服の必要性を論議し、方向性を出す。このことが再確認され、次に2といたしまして結果までのプロセスについて、①、児童生徒、教職員、保護者からアンケート等を通じて考えを聞き、集約する。②、集約したものを基に選定委員会で論議をする。③、最終的には校長が決める。その際、米印として、教職員の意見を尊重した上で決めていくことが明示されております。

次に、3として現状と課題については、制服の値段が、男子で6万3,137円、女子で8万8,537円と高額で、経済的な負担があること。また、多様性の時代において、一律に制服でそろえる必要があるのか。制服は温度調節が難しく、機能的ではないことなどが示されております。

19ページの中段から20ページ上段にかけましては、制服、私服のメリットとデメリット、またそれぞれのデメリットについては、その対応方法を明記した上で協議に活用しております。

20ページの中段以降には今後の見通しが示され、令和5年7月に選定委員会で方向性を出すまでのプロセスについて協議が行われております。

次に、21ページから24ページとなります。令和4年11月8日開催の第5回体育着・制服選定委員会の資料となります。21ページの次第のとおり、教員の意見集約の結果を受け、またこの資料にはございませんが、千葉県印西市立西の原中学校のホームページ、こちらも参照しながら、制服の必要についての検討協議が行われております。

22ページから23ページまでの中段までが、事前に集約した当時の小学校職員の意見、その続き24ページまで、これが中学校職員の意見となっております。制服の見直しに対する検討を開始し、当初の教職員個々の実直な考えが原文のまま記載されております。

次に、25ページを御覧ください。令和4年11月16日開催の第3回学校運営協議会の次第となります。同年11月8日開催の第5回体育着・制服選定委員会を受けて、体育着、制服の選定について報告がなされております。体育着については、26ページ、27ページの保護者向け通知のとおり、令和5年度から使用する体育着を決定したこと。25ページの次第に戻っていただきまして、制服については、費用面や機能面、生徒指導面から、私服、標準服、制服の着用について、令和5年7月までに決定していくことが報告されております。

次に、30ページから33ページとなります。令和5年1月24日開催の第6回体育着・制服選定委員会の資料となります。30ページを御覧いただきますと、次第にございますとおり、こちら秋馬校長から、同年2月21日に実施を予定する「小学校校舎1日生活体験『私服体験の日』について」の報告及び資料33ページの標準服についての説明、それから町田教諭、荒川教頭から、私服登校を実施する千葉市立打瀬中学校の様子についての報告、その後は31ページ及び32ページに掲載した前年11月開催の第5回体育着・制服選定委員会の論議のまとめも参照し、ここでは児童生徒、保護者に実施するアンケートの内容について検討が行われております。

次に、34ページから36ページとなります。こちらは同委員会で決定された制服の見直しに関するアンケートでございます。その後、計画どおり令和5年2月13日から2月17日までを回答期間としたアンケート調査結果が実施されております。

続く37ページを御覧ください。こちらはメール配信システムによるアンケート結果についての案内文でございます。結果のまとめについての情報提供に始まり、ほか制服見直しについての進捗状況、私服登校を実施する他県の学校例についても紹介が行われております。

続く38ページを御覧ください。こちらはアンケート結果のうち対象となった小学5年生から中学2年生までの、児童生徒を除くその保護者の回答結果を集約したものでございます。回答を得られた保護者の意向につきましては、この時点で、必要、どちらかというと必要との回答が58.5%、どちらかというと必要ない、必要ないとの回答が41.4%、無回答が0.1%で、必要、どちらかというと必要との回答の割合が、どちらかというと必要ない、必要ないとの回答の割合を17.1%上回る結果となっております。また、制服は必要、どちらかというと必要と回答した保護者については、現在使用している制服を機能性や性の多様性の観点から見直す必要があ

るかについて回答結果を得ております。また一方で、制服はどちらかというとならない、必要ないと回答した保護者については、標準服を設けることについてどう思うかについての回答結果が示されております。

その下の表につきましては、制服見直し、制服存続、それぞれの立場からの意見の一部がまとめられたものでございます。

本アンケートにおける保護者の自由記述の詳細については、同年度の資料52ページから57ページに掲載しております。後ほどそちらを御覧いただければと思います。

次に、本アンケートにおける小学5年生から中学2年生までの児童生徒の回答結果につきましては、先ほど紹介した同年度資料の手前、47ページから50ページとなります。まず、47ページを御覧ください。小学5、6年生児童のアンケート結果につきましては、必要、どちらかというとなりと必要との回答が43.3%、どちらかというとならない、必要ないとの回答が56.7%となっています。

次に、49ページを御覧ください。中学1、2年生生徒のアンケート結果でございます。同じように、必要、どちらかというとなりと必要との回答が42.3%、どちらかというとならない、必要ないとの回答が57.8%となり、必要、どちらかというとなりと必要との回答に対し、どちらかというとならない、必要ないとの回答の割合が、小学5、6年生児童で13.4%、中学1、2年生では15.5%、それぞれ上回る結果となりまして、保護者とは対照的な結果を示しております。

また、児童生徒につきましても、保護者と同様に、制服は必要、どちらかというとなりと必要と回答した児童生徒については、現在、使用している制服の機能性や性の多様性の観点から見直す必要があるかについての回答結果、制服はどちらかというとならない、必要ないと回答した児童生徒については、標準服を設けることについてどう思うかについても回答結果がそれぞれ示されております。児童生徒の自由記述、こちらについても、保護者と同様、その内容が掲載されております。

次に、40ページにお戻りください。40ページは、令和5年2月15日開催の学校運営協議会の次第となります。次第の3、報告、(2)の④において、秋馬校長から制服自由化に関するアンケートを実施中であること。また、同年7月までに制服、私服について決定していきたい旨が報告されております。

続きまして、43ページから45ページとなります。44ページをまず御覧ください。こちらは令和5年3月9日開催の学校運営協議会の次第でございます。こちら、3の報告において、先ほど秋馬校長から制服自由化に関するアンケートの結果の報告、今後論議していく旨の記録が付されておりました。

次に、少しページ数が増えますが、46ページから57ページとなります。最初に、46ページを御覧ください。こちらは、令和5年3月15日開催の第7回体育着・制服選定委員会の次第

となります。４７ページから５７ページは、先ほど御説明申し上げた２月に実施したアンケートの結果となります。

４６ページの次第３、協議に示されておりますように、児童生徒、保護者のアンケート結果から、制服着用の見直しについて協議がなされております。

令和４年度の資料の説明につきましては以上となります。

続いて、令和５年度、制服の自由化が決定されたこの年の取組を申し上げます。令和５年度の表紙に始まる提出資料の２ページを御覧ください。こちら令和５年６月２日開催の第８回体育着・制服選定委員会の次第となります。本委員会におきましては、同年５月２２日から５月２６日までの１週間で実施した義務教育学校後期課程の生徒に対するカジュアルウイークの振り返り、そして同年６月２１日に実施する制服見直しに係る保護者会の内容検討と役割分担についての協議が行われております。ここでの協議の結果、制服を見直し、私服としたいことを委員会としての方向性とし、このことについて保護者に説明することが決定しております。

次に、３ページから１０ページとなります。３ページは、令和５年６月２１日開催の制服見直しに係る保護者会の次第、続く４ページは、保護者会で配布した２月実施の、先ほど御覧いただいた保護者アンケートの結果でございます。

続く５ページ、６ページを御覧ください。こちらは保護者会で使用、配布されたプレゼンテーション資料となります。

続く７ページを御覧ください。こちらは保護者会で使用した補助資料で、７ページの上段は学校が制服を見直す理由、７ページの中段以降１０ページまでは、２月実施のアンケート結果における私服に係る質問や意見に対する回答をまとめたもので、私服推進、制服推進、それぞれの立場からの質問や意見に対する回答が示されております。

次に、１１ページから２２ページとなります。１１ページ、１２ページをまず御覧ください。令和５年７月１２日開催の第２回学校運営協議会の次第となります。

１３ページから１８ページは、同協議会で使用した保護者会資料、先ほど御覧いただいたものと同じです。

次に、１９ページ、２０ページ、こちら体育着・制服選定委員会報告となります。１９ページを御覧ください。ページの上段には、制服見直しに関する１回目のアンケートの実施から、それまでに至るまでの取組の経過、またこの後、７月１４日に実施する第９回委員会において、今後の方向性を決定することが確認されております。

上段の下には２回目の児童生徒アンケートの結果となります。５年生から９年生のアンケートについて、その約６割が、どちらかというと必要ない、必要ないと回答していることが報告されております。

次に、２０ページを御覧ください。保護者に対する１回目と２回目のアンケート結果の比較で

ございます。1回目と2回目を比較して、2回目、回答数は減ってはいるものの、必要ないと回答した割合については、1回目のアンケートの約2倍になったことが報告されています。

11ページの次第にお戻りください。3、報告の(1)において、秋馬校長から制服見直しに係る保護者会を開催したこと、2回目のアンケート調査の結果、児童生徒とともに、どちらかというと必要ない、必要ないと回答が多かったこと。同年7月10日の教職員での検討会で、これまでの経緯について改めて確認等し、今後の制服見直しの方向性について確認を行ったということ。今後については、同年7月14日に実施する第9回体育着・制服選定委員会で方向性を決定し、同年8月2日に実施する臨時学校運営協議会に諮ることなどが報告されております。

次に、23ページからの資料となります。48ページまでとなります。23ページ、令和5年7月14日開催の第9回体育着・制服選定委員会の次第となります。24ページから48ページは本委員会で使用した資料となります。これは、先ほど御覧いただいた資料と同一のものでございます。

続く29ページから45ページですが、児童生徒と保護者に行った2回目のアンケート結果における自由記述となります。

次に、その続き、46ページから48ページにつきましては、教職員に行ったアンケート結果とアンケートにおける自由記述となっております。教職員に対するアンケート調査については、先ほど説明しましたが、令和4年度に個々の意見を聞き集約をしておりますが、47ページを御覧いただくとお分かりのとおり、教職員の調査につきましても選択肢調査を行っております。47ページになります。御覧いただきますと、児童生徒、保護者における結果と同様、制服はどちらかというと必要ない、必要ないと回答した割合が約6割を示す結果となっております。

本委員会におきまして、6月実施の制服見直しに係る保護者会及び7月実施の児童生徒、保護者、教職員に対するアンケート結果を基に協議を行った上、制服見直しの結論を制服自由化とし、義務教育学校後期課程での私服での登校を可能にするとの方向性を秋馬校長が決定しております。

次に、49ページを御覧ください。令和5年8月2日開催の臨時学校運営協議会の次第となります。前回の協議会以降の取組の報告、第9回体育着・制服選定委員会での協議を経て、秋馬校長が制服自由化を決定したこと、今後の見通し等について報告がなされております。

制服の自由化の決定以降におきます取組につきましては、まず50ページにお示しした保護者向けの通知の配布、また51ページにお示しした地域向けの通知、回覧をはじめとしまして、主に52ページから79ページまでお示しした各種の取組が展開され、本年度に至っております。

以上、制服自由化の経緯について申し上げます。

○金子委員長 ありがとうございました。

会議が始まって1時間以上たちましたので、ここで休憩を取りたいと思います。トイレ等もあ

りますので、5分間休憩を取ります。

休 憩 午後4時20分

再 開 午後4時25分

○金子委員長 休憩前に引き続き委員会を始めたいと思います。

ただいま制服の自由化の経緯について説明がありましたけれども、委員の皆様から質疑をお願いします。

和田委員。

○和田委員 まず確認したいのが、これで制服の自由化ということで進めておりますが、制服がなくなったということではなく、今後も継続的に制服は購入できるといった理解でよろしいのか。それとも、在庫があるうちは販売するということなのか。いろいろ見ていると、制服生地の在庫の課題もあったように見受けられますが、その点についても御説明ください。

○金子委員長 秋馬校長。

○秋馬武蔵台小中学校長 お答えします。

在庫のほうは底をついておりますので、もう販売はいたしませんと業者さんと確認はしております。

○金子委員長 和田委員。

○和田委員 ということは、販売はしていないということは、在庫限りとか、そういうことなく、もうないということなのですか。

○金子委員長 秋馬校長。

○秋馬武蔵台小中学校長 詳細については調べておりませんが、昨年度の後半、在庫がまだ幾つか余っているので、格安で売りますよということを受けまして、学校を介して、今度後期課程に上がる保護者様にはお伝えしまして、そこで全て完売したのか、その部分については分からないのですけれども、いずれにしてもないものと考えております。

○金子委員長 和田委員。

○和田委員 ということは、生徒の中には、自由化ということで、廃止ということでなければ制服を着てみたいという生徒もいるのではないかなと思うところなのですが、そうなりとリサイクルでということがあると思います、あるとすれば。それにしても、新品のものが無いということであれば、リサイクルがどれだけの在庫があって、どれだけの年数もつのかということがありますと、例えばですけれども、兄弟間で、上の子は着ていて、下の子は着たいと思ってもなくなるわけではないですか。その辺についてはどうお考えなのか。

○金子委員長 秋馬校長。

○秋馬武蔵台小中学校長 経過していけば必然的になくなるので、それはもう流れとしてしょうがないと思うのですけれども、そもそも自由化ということですので、私服等を認めているわけですので

で、そういう流れでよろしいかなとは考えています。

○金子委員長 和田委員。

○和田委員 ということは、裏を返せば、限りなく自由化とはいっても廃止の方向に聞こえるわけなのですが、その辺はどうでしょう。

○金子委員長 秋馬校長。

○秋馬武蔵台小中学校長 流れ的には廃止になっていくと考えています。

○金子委員長 和田委員。

○和田委員 そうなると、自由化というより廃止としか聞こえないわけですが、あとこれに派生するような話になりますが、業者の在庫がある、なしということになると、ないということが分かりましたけれども、いただいた資料の全体を見てみますと、令和4年度の20ページを見ますと、令和4年10月4日の制服選定委員会の制服の見直しについての資料だとかありますが、制服の廃止には在庫処分等を考慮すると約2年間は必要と業者の見解が示され、私服とする場合は令和7年4月を開始としたい。そのためには令和5年7月までに方向性を出す必要があると記載されています。その後、令和5年度の50ページにありますと、令和5年9月8日の保護者向けの文書には、制服見直しの結果についての中で、私服登校の開始が令和6年4月となっています。米印で、当初の予定よりも早くなりましたの記載があります。これ、端的に見ると1年も前倒しになったというのはどういった経緯でなったのかなと思っていたわけなのですが、その辺の経緯が分かるものがなかったので、その辺についてお聞かせください。

○金子委員長 秋馬校長。

○秋馬武蔵台小中学校長 当初は、先ほど和田委員が言われたとおり、令和7年ということで、私、考えておりました。というのは、業者さんとの話合いの中で、在庫処分をする、その流れを考えると令和7年度ということで私も聞いていたのです。そのことを保護者の方に申し上げたところ、制服自由化ということが決まった段階で、何で決まったのに1年以上待たせるのだという声が上がったのです。では、保護者に交渉してみようということになりました。その交渉が、令和5年の8月27日に、記載されていないのですけれども、業者さんと交渉しました。そこには、制服選定委員会の方が参加しております。そこで、業者さんと話をしまして、令和6年4月からでも大丈夫だという話を受けまして、令和6年4月、今年度ですね。ということが決まったのです。ちょっとそれは記載がなくて申し訳なかったのですが。ちょっと自分も、すみません、業者さんに交渉したよなということをたどって思い出しまして、調べましたら、やはりそういうことだったのです。

以上です。

○金子委員長 和田委員。

○和田委員 ということは、業者のところがこの中で追っていくと2か所ほど、令和5年の9ページ

とか、令和4年の20ページに業者と交渉するような話がちらっと書いてありますが、つまりこのところでということなののでしょうか。

あと、このおたかと書いてあるのは、これは問屋さん。

○金子委員長 秋馬校長。

○秋馬武蔵台小中学校長 おたかさんは、坂戸にある問屋だと認識しています。

○金子委員長 和田委員。

○和田委員 販売店ではなく問屋さん、生地の関係ということですか。

(「暫時休憩お願いします」の声あり)

○金子委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時33分

再 開 午後4時35分

○金子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

長嶋参事。

○長嶋教育部参事 今、確認を試みたのですが、申し訳ございません。ちょっと詳細が分からず、大変失礼します。後ほどまた確認をいたしますので、お時間の関係もありますので、申し訳ございません。

○金子委員長 よろしいでしょうか。

和田委員。

○和田委員 いずれにしろ、保留というか申し送りということで、今、理解しましたけれども、いずれにしろ業者サイドで生地がなくなるとか、その理由はどうなのか、ちょっと分からないのですけれども、武蔵台だけでなく、他校もいろいろ制服作っているところで、生地の内容まで、同じものを使っているとは思えないのですけれども、その辺がちょっとよく分からないですけれども、もしそうだったにしても、先ほど秋馬校長が高いレベルで捉えているという話もしていただけないですか。そうすると、開始時期が当初どおり令和7年の4月ということであれば、その辺ももう少し議論をしたり、もしかしたら、さっき議会だったり、ほかの外部のほうにも知らせる考えはなかったというお話もありましたけれども、その辺の丁寧な説明にも至ったのではないのかなと思います。その辺もどうお考えでしょうか。

○金子委員長 長嶋教育部参事。

○長嶋教育部参事 今、秋馬校長のほうからも説明がございましたとおり、実際には保護者の要望等もあり、和田委員さんが今おっしゃった検討の仕方、あるいは周知の仕方については、もしもこれが確かに2年先になっていれば変わっていた可能性ありますけれども、ただこれは可能性の話であり、実際には在庫の関係、先ほど秋馬校長から説明があったとおり、令和5年度までに全て販売のほう終了しているということになりますので、こちらについては、そういった子どもたち、

保護者との、いわゆるやり取りの中で、その決定時期が修正されたというふうに私どもとしては考えております。令和6年4月の開始という結果については、これは学校の取組状況からして妥当であったというふうに考えます。

○金子委員長 鈴木議長。

○鈴木議長 ちょっと素朴な疑問なのですが、この坂戸のおたかさんというのが武蔵台の取引先になるわけですか。

○金子委員長 秋馬校長。

○秋馬武蔵台小中学校長 そのとおりです。

○金子委員長 鈴木議長。

○鈴木議長 おたかさんのところの在庫がなくなってしまったということですね。

○金子委員長 秋馬校長。

○秋馬武蔵台小中学校長 そこは、大変申し訳ないのですが、おたかさんが、これはあやふやなことになってしまうのですが、よろしいですか。

○金子委員長 また調べて、次回までにということによろしいですか。

○秋馬武蔵台小中学校長 生地を取り扱っているのは狭山の業者さんなのです。その名前はちょっと定かではないのですが。

○金子委員長 また先ほどの関連で、また委員の質問で次回までに調べておくということによろしくをお願いします。

○鈴木議長 ちょっと大事なことで、それが父兄のほうに情報として入って、では、しょうがないと決まったという話ですから、だからこれがほかの学校は一体どうなるのだろうか、生地の在庫がない場合。その辺、ちょっとそういう情報の錯綜があったのかなと思うので、その辺、はっきりしていただければと思います。

○金子委員長 では、その辺よろしくお願いします。

ほかに自由化等の経緯等について御質問のある委員の方をお願いします。

三木委員。

○三木委員 令和3年の4ページなのですが、一番最初のきっかけとなった会議なのですが、ここの議事録で質疑とあるので、その回答についてお聞きいたします。線が引いてある、中学生が制服を着るのに違和感を感じるという発言があったのですが、これに賛同する声はどのくらいあったのかというのと、先ほど長嶋さんが言われた小1のときから制服着用も検討をというの、こちらにもどのくらい賛同があったのかというのをお聞きしたいと思います。

あと2点。この同じ場所で、経済格差を考えとあるが、私服との併用で経済格差が解消されるか、ちょっと疑問になったのですが、どう回答されたのか。

あともう一点、SDGsの視点とありますけれども、これ17の目標のどの目標について言っ

ているのか、不明だったのですけれども、ジェンダー平等の観点だったり、女子のスラックスという点で解消されるのかなと思ったのですが、これもどう回答されたのか、お願いいたします。

○金子委員長 長嶋教育部参事。

○長嶋教育部参事 こちら、今、御質問を頂戴しましたが、この質疑に対する回答というのは、申し訳ございません。記録が残っていない状況でございます。会議録のほうは、こちらポイントとなる事柄をまとめるところまでの記録となっておりますので、大変申し訳ございません。ちょっとお答えができません。申し訳ございません。

○金子委員長 鈴木議長。

○鈴木議長 ここは結構重要なところだと思うのです。申し訳ありませんだけで終わってしまうと、先へまた進まないところもあると思うのです。大事な会議録の部分ですので、できる限り掘り起こしてもらえればいいのではないかなと思いますけれども、よろしくお願いします。

○金子委員長 長嶋教育部参事。

○長嶋教育部参事 担当のほうも替わっておりますが、いま一度、確認のほうはさせていただきます。以上でございます。

○金子委員長 三木委員。

○三木委員 今度、令和4年度の3ページ、6月8日の臨時学校運営協議会について、3段目の選定プロセスで6月下旬熟議とあります。続いて、7ページの6月15日の第1回体育着・制服選定委員会で、今度は9月以降熟議を重ねるとあります。今度9ページのほうで、第2回武蔵台地区学校運営協議会、6年度以降、廃止も含めて検討。最終的には校長が決定となっております。

先ほどの第1回体育着・制服選定委員会の委員は9月以降熟議すると考えていると思うのですけれども、この7月時点で学校運営協議会では廃止を含めて検討となると、体育着・制服選定委員会の協議が無駄になってしまうと感じたのですけれども、その辺をお聞きしたいのと、またさらに18ページのところで、10月4日、第4回体育着・制服選定委員会で（1）の制服は本当に必要なのか、ゼロベースで考えていきたいとあります。今度は逆に、学校運営協議会で決定されている6年度以降廃止も含めて検討、最終的には校長が決定という、決定を無視して、今度またゼロベースの話になっているので、今度学校運営協議会の決定がないがしろになっているのではないかなというふうに感じました。2つの組織の関係性、位置づけとか、足並みがそろっていないのは何でかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○金子委員長 長嶋教育部参事。

○長嶋教育部参事 最初にいただいた御質問につきまして、この令和4年6月15日、7ページの資料になりますが、第1回体育着・制服選定委員会のほうは、これは本当に初めての第1回の会議ということで、まずは、いわゆる体育着のほうを決めていく。そのことをまず優先に、上段といいますか、（1）、（2）、こちらのほうで確認をしています。（3）、協議の中にこれは位置

づけられていますが、実際には体育着が、いわゆる決定した後、今度は制服のほうの検討を行っていくという意味の記録でございます。

1点目につきましては以上でございます。

あと、申し訳ございません。9ページにつきましては、こちらは4番、報告の(2)の2つ目の丸です。こちらに項目立てがされていて、これに対して、こちら本当にそのときのメモ書きなのですけども、そこの中でいろいろと確認されていた事項であり、体育着の見直しは、先に7月下旬には決定していく。その後に制服のほうを見直していくということが7月13日、ここで報告という形になっています。実際には、こちらまだ7月27日、15ページにありますが、15ページの第2回体育着・制服選定委員会のほうで実際にデザインを絞り込み、先ほど御説明申し上げましたが、報告の仕方等確認をして、まだ協議が進んでいるところです。

さらに、次の17ページ、こちらのほうで体育着のほうを最終的に詳細まで決定していったという流れでございまして、この8月24日の体育着・制服選定委員会では、まだ体育着を決定した状態。そして、いよいよ9月、次の体育着・制服選定委員会、実際には第4回の体育着・制服選定委員会、こちらメモでは9月となっておりますが、実際には10月4日に開催されておりますが、ここから今度は制服の検討を始めたという経緯となっております。

私のほうから説明をさせていただきました。

○金子委員長 三木委員。

○三木委員 そうなると、結局、学校運営協議会では、6年度以降廃止も含めて決定していくというような感じで進められていて、制服選定委員会は、まだまだこれから、いやいやゼロベースだよという感じで今進んでいる感じで、並行しているということですね、全くリンクはせず。

○金子委員長 秋馬校長。

○秋馬武蔵台小中学校長 当初は制服と体育着は並行してやっていこうということであったわけなのですが、この資料にあるとおり10月4日までは並行してやることは不可能でしたので、まずは体育着から決めようということで。しかし、学校運営協議会がその間、開かれていましたので、その間に体育着の話をしました。制服については、今の立ち位置というか、報告というか、自分の考えを述べる範囲でとどめておくということでした。報告です。

以上です。

○金子委員長 新井委員。

○新井委員 ちょっと話がそれるかもしれないのですが、校長というのは校務をつかさどる。当然、先ほど、校長先生は制服は必要ないと思うと。すばらしいことだと思う。そのとおり。そのとおりというのは権限あるのですから。権限あるのだけれども、もう一つ、全体の奉仕者という立場に立ったときに、変えられるけれども、変え方には最大限の配慮。というのは、全体の奉仕者という考え方だと思うのですが、例えば自校の反対の生徒もいるだろうし、10年先の、もう自分

が退職した後、学校の姿まで当然想定したろうし、他校のことも考える。その上で、限りなく廃止に近い自由化を踏み切ったということによろしいのですよね。

（「はい」の声あり）

- 新井委員 そうなったときに、なぜそもそも所管事務調査なんかやっているかということになるのですが、いろんなことがある中で、こういうことがあったのです。令和5年2月15日の武蔵台地区学校運営協議会会議録に制服自由化についてのアンケートを取るとの記載がある。この会議録には、教育長、部長、参事、関連課長等の捺印もあるのです。また、令和5年11月15日の学校運営協議会会議録にはカジュアルマンソの実施。ここには手書きで、来年度の実施に向けて、要するに来年度、もう制服の自由化するよと。それに向けて実施中であるという記載があると。当然これにも捺印があるわけですが、こういった状況の中で令和6年3月26日に、3月26日というと、もう4月の4日か5日前ですよ。新年度の4日か5日前。市議のある者が、教育長から、来年度から武蔵台中が制服自由化することは全く知らなかったと聞いているのです。つまり制服自由化になる5日か6日か前に、教育長が、次の1週間先になるよということを知らない状態だと発言されている。

そもそも、これだけではないですけども、こんな状態で、こんな状態でと言うのは失礼かもしれない。言葉が悪かったら勘弁してください。でも、その状態で進んでいるこの制服自由化が本当にいいのだろうかと思ったのは事実です。その中でいろいろな声が入ってきて、やっぱりこれはきちっとしないとよくないと。つまり、例えば校長先生をつるし上げる気も何もないのですけれども、きちっとしておかないと、このままではよくないです。ですから、今、いろんなことをお伺いしています。生地のことなり何なり聞いています。でも、はっきりさせないといけないので、その辺はお付き合いください。

私が言いたいのは、この教育長が知らなかったという発言は、変わる1週間前です。知らなかったという発言は事実ですか。分からなければ次回調べていただいて。

- 金子委員長 長嶋教育部参事。

- 長嶋教育部参事 ただいまの御質疑ですが、私自身もどういう経緯で、その議員の方が中村教育長と話をして、どういうふうに伝わったかについて、ちょっと申し訳ございません、詳細が今分かりませんので。ただし、新井委員がおっしゃるとおり、こういった学校運営協議会の記録につきましては、定例のものについては必ずこういう形で供覧をしているところでございます。これ、資料が実は多分ほかのファイルに入っているものもあって、全ての学校運営協議会にこの判こがちょっとつけられなかったのは申し訳ないのですけれども、こちらについては供覧をしている。もしそれが新井委員さんがおっしゃる話が事実であるとすれば、そこは事務局の長である私がきちんと教育長のほうに伝えていなかったことが原因であるというふうに考えます。3月26日の段階でということですので、どういうやり取りの中で、すみません、そういう話になったのか分

かりませんが、いずれにしても、もう一度、私も今日戻りましたら、教育長にはその点、確認をさせていただきます。

以上です。

○金子委員長 傍聴の方、静かにお願いします。

新井委員。

○新井委員 すみません。今日の質問、これで終わりにします。というのは、今のことは結構大きな話です。私が言わなかったからで、ああ、そうですかという、事務調査始めたいと、そういうわけにいかないの、例えばこの次の質問として、教育長がなぜ知らなかったのか。ということは、市長も知らなかったのだろうなど。当然我々に連絡が来るわけではないということで、では、何で連絡が必要ないと考えたのかとか、どのレベルまで連絡を通したらいいというのは市役所で考える、そういう組織はあるのですかとか、そういう結構重い質問がこの後、自分としては入ってくるので、今日、今、あと4分でできる話ではありません。私は、だから、今日、これ以上申しません。ただ、今、予告と申しますか、この後こうなりますというつもりで申し上げた次第です。ただ、今、私が言ったことが間違いだということであれば、大変申し訳ございませんでした。私は事後、取り下げることになりますので、御確認いただければと思います。

以上です。

○金子委員長 時間も5時に迫るわけですがけれども、まだまだ今日の委員会では、この後、制服自由化による効果・影響、市内学校の状況・影響等々、話合いが進んでいくわけですがけれども、取りあえず本日はこの場をもちまして、以降は次回へ持ち越しということで決定したいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○金子委員長 次回の日程については、別途調整の上、決定いたしたいと思っております。また報告いたします。

それでは、取りあえず本日は制服自由化の経緯の説明のところまで、またこれは全て終わっていませんので、また次回もこの続きから始めたいと思っております。

本日は長い時間、御苦勞さまでした。ありがとうございました。

以上で閉会とします。どうも御苦勞さまでした。

閉 会 午後4時57分

文教経済常任委員会

委員長 金 子 博